

輪島市監査公表第22号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月19日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月12日（水）企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度監査資料（平成28年4月から8月まで）及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市の基本方針・戦略を立案し多分野にわたる市政の根幹を司る課であり、本市の振興・活性化に繋がる為の事業を構想・展開していく中で、多岐にわたる業務を遂行する先導役が期待される。中でも先に策定している「第1次輪島市総合計画」をベースに生かしながら「第2次輪島市総合計画」が審議中であり、「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定されている。事業を効果的に推進して活力ある地域社会を具現化するために、他の関連担当課と連携を取りながら調整力を発揮することが極めて重要であると考えられ、大いに力を発揮されることを期待したい。

○住民の生活の足を確保するために路線バスの運行支援を行っているが、地元住民の利便性を充実するために、地元の声を聞いて運行時間帯や走行ルートを見直す取り組みも必要と思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。